

# 福岡県建築都市部建築設計等業務に係る低入札防止対策試行要領(建築系)

## 1 趣旨

この要領は、建築都市部発注の建築設計業務及び建築設備設計業務（以下「建築設計等業務」という。）に係る低入札防止対策の試行に関して、必要な事項を定める。

## 2 対象業務等

この要領は、予定価格が250万円を超える建築設計等業務のうち、契約金額が一定の額（予定価格の75%～80%で設定）を下回った業務を対象とする。

## 3 対策の内容

### (1) 第三者による成果品の照査

ア 受注者の当該業務への照査に加え、それと同様の内容の第三者による照査を受注者の負担により実施する。なお、照査を実施する第三者については、次の要件を満たす者で発注者が認めた者とする。

(ア) 「福岡県競争入札参加資格者名簿」に登載されている者で、その業務内容が契約対象業種の内容に相応していること。

(イ) 福岡県から、現に「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」（以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(ウ) 受注者と第三者との間に次に掲げる関係がないこと。

- ① 親会社と子会社の関係
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係
- ③ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている
- ④ 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている
- ⑤ その他県が上記に準じると認めるもの

(エ) 契約対象業務と同種の業務を、福岡県から受注し、完了した実績があること。（入札年度から起算して5年度以内）

(オ) 当該受注者を第三者照査者にしていないこと。（入札日から起算して過去1年以内）

(カ) 次に掲げる技術者を配置できること。

第三者が配置する技術者（以下「第三者技術者」という。）は、受注者の業務主任技術者と同等以上の能力を有する者であること

イ 受注者は、第三者照査に関する申出書等（様式3-1、様式3-2）を、契約締結の翌日から起算して15日以内に発注者に提出すること。

ウ 受注者は、自社及び第三者照査に関する事項を定めた第三者照査実施計画書等（様式4-1、様式4-2）を発注者と協議のうえ作成し、提出すること。

- エ 第三者技術者は、業務の途中段階における照査結果を段階照査報告書(様式5)により、業務主任技術者に提出すること。
- オ 受注者は、段階照査報告書(様式5)を県担当者に提出し、確認を受けること。  
なお、確認時には業務主任技術者及び第三者技術者も立ち会うこと。
- カ 第三者技術者は、業務完了に伴って、照査結果を照査報告書(様式6)により、業務主任技術者に提出すること。
- キ 受注者は業務が完了したときは、業務報告書とともに、上記の照査報告を含む成果品を県担当者に提出し、検査を受けること。  
なお、検査時には業務主任技術者及び第三者技術者も立ち会うこと。

## (2) 打合せの充実

受注者の業務主任技術者は、業務実施上必要となる全ての打合せに立ち会うこと。

## 4 入札に参加しようとする者への周知

低入札防止対策の対象となる業務委託の指名競争入札通知書には、次の事項を記載し、入札に参加しようとする者に周知を図る。

- (1) 低入札防止対策の対象となる業務委託であること
- (2) 低価格で落札した者との契約には、上記の低入札防止対策が求められること

## 5 受注者の責務等

- (1) 受注者は契約締結時に、確約書(様式1)及び理由書(様式2)を提出すること。
- (2) 受注者が契約締結後に、低入札防止対策を履行しないとき、及び受注者が提出した「第三者照査に関する申出書」等提出書類の記載が虚偽であることが明らかとなったときは、契約を解除したうえで、「指名停止等措置要綱」により指名停止措置等必要な措置を講ずることがある。

## 6 第三者の責務等

第三者の照査業務が粗雑であると認められるときは、照査を実施した第三者に対し指名停止等必要な措置を講ずることがある。

## 7 照査を実施する第三者の公表

様式3－1（写し）を閲覧に供することにより行う。

### 附 則

この要領は、平成26年4月1日以降に指名通知を行う業務委託から適用する。

### 附 則

この要領は、平成29年4月1日以降に指名通知を行う業務委託から適用する。

## 附 則

この要領は、令和3年4月1日以降に指名通知を行う業務委託から適用する。